

国に私学助成の拡充を求める意見書

2020 年 4 月 1 日施行の「高等学校等就学支援金制度」拡充により、年収 590 万円未満世帯の私立高校に通う生徒の経済的負担は大きく軽減した。

しかし、文部科学省の調査では、2022 年度私立高校授業料の全国平均額は約 44 万 5,000 円、施設設備費の全国平均額は約 14 万 9,500 円で、学納金合計は約 59 万 5,000 円となっている。年収 590 万円未満世帯では、年額約 5 万円の授業料負担及び施設設備費を合わせて約 20 万円の負担が、年収 590 万円以上世帯では、就学支援金 11 万 8,800 円を除いても 47 万 6,200 円の負担が残っており、特に多子世帯では多大な負担となる状況である。また、初年度には全国平均約 16 万 4,000 円の入学金負担もあり、私立高校選択の障壁になっている。こうした実態に対して政策理念に立ち「授業料実質無償化」となるよう、また年収 590 万円以上世帯の学費負担軽減と、私学の学費負担の自治体間格差解消をめざし、国の責任で当面は年収 910 万円未満世帯への前年度授業料平均額の支給、授業料無償化世帯・支給対象拡大などの拡充が求められる。

一方、私立学校の経常費助成金の大幅な増額も必要である。とりわけ、私立学校においては「少人数学級」と「専任教諭増」の実現は、早急に取り組まなければならない喫緊の課題である。私立学校が公教育として重要な役割を担っている立場から、1975 年「私立学校振興助成法」成立時の附帯決議に記された「2 分の 1 助成」を速やかに実現されることを強く求める。

憲法第 26 条等、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づき、公私の学費格差をさらに改善し、すべての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 3 月 3 日

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣 殿

神奈川県愛甲郡愛川町

議会議長 井 出 一 己